

《専門機関による特別相談の一覧》

相談の種類		相談日時等			備考
交通事故相談	専門相談員による交通事故相談 示談、賠償、保険金請求等	葵区	第1・3火曜日	9:00～12:00 13:00～17:15	予約制
		駿河区	第2・4火曜日	9:00～12:00 13:00～17:15	予約制
		清水区	毎週月・水・金曜日	8:30～12:00 13:00～17:15	
	弁護士による交通事故相談	清水区	第3火曜日	13:30～15:30	予約制
行政書士による交通事故後遺障害認定申請相談 ※相続・遺言等に関する相談も可	葵区	第1月曜日	13:00～16:00		
税務・法律等に 関する 相談	税理士相談 所得税、相続税、贈与税、その他 税務一般	葵区	第2・3・4木曜日	13:00～16:00	予約制
		駿河区	第2月曜日 (3月は無)	13:00～16:00	予約制
		清水区	第3木曜日 (2・3月は無)	13:30～15:30	予約制
	行政書士相談 官公署に提出する書類の作成、相続、 遺言(駿河区は入国、在留・帰化及び 相続に関する相談のみ、清水区は奇数 月は成年後見に関する相談のみ)	葵区	第4月曜日	13:00～16:00	
		駿河区	第4火曜日	13:00～16:00	
		清水区	第2火曜日	13:30～15:30	
	司法書士相談 不動産登記、商業登記、相続、売買、 債務整理等(清水区は債務整理を除く)	葵区	第1水曜日	13:00～16:00	予約制
		駿河区	第3水曜日	13:00～16:00	予約制
		清水区	第1木曜日	13:30～15:30	予約制
	弁護士法律相談 法律問題全般	葵区	毎週金曜日	13:30～15:30	予約制
		駿河区	毎週木曜日	13:30～15:30	予約制
		清水区	毎週水曜日	13:30～15:30	予約制
社会保険労務士相談 労災、賃金、パワハラ、その他労働 問題	葵区	第1月曜日	13:00～16:00		
	駿河区	第3金曜日	13:00～16:00		
公証人相談 遺言や契約の公正証書等	葵区	第2月曜日	13:00～16:00	予約制	
	駿河区	第4水曜日	13:30～15:00	予約制	
	清水区	第3金曜日	13:30～15:30	予約制	
不動産	不動産取引相談 不動産の売買や賃貸借等	葵区	第2火曜日 第2・4水曜日	13:00～16:00	
		駿河区	第1金曜日 第3火曜日	13:00～16:00	
		清水区	第4火曜日 第2・4木曜日	13:30～15:30	

・ 建 築 等 に 関 す る 相 談	土地家屋調査士相談 登記、測量、境界問題等	葵区	第1・3木曜日	13:00～16:00		
		駿河区	第2水曜日	13:00～16:00		
		清水区	第3火曜日 (8月は無)	10:00～12:00		
	住宅	リフォーム相談	葵区	第4火曜日	13:00～16:00	予約制
		建築設計相談	葵区	第1・3火曜日	13:00～16:00	予約制
			清水区	第1火曜日	13:30～15:30	予約制
相 談	マンション管理相談 マンション管理の諸問題	駿河区	第4月曜日	13:00～16:00		
そ の 他 各 種 相 談	行政相談 行政相談委員が受ける国、県、市政 に対する意見、要望、苦情	葵区	毎週月曜日	10:00～12:00		
		駿河区	毎週水曜日	10:00～12:00		
		清水区	毎週金曜日	10:00～12:00		
	人権相談 差別やいじめ等の人権侵害	葵区	毎月10日	10:00～12:00		
		清水区	第2火曜日	10:00～12:00		

★ご注意

- ※ これらの相談は、静岡市内に在住・在学・在勤される「個人」を対象としています。また、広く市民の皆様にご利用いただくため、同じ方からの同一事案に関する相談は、原則として1回のみとなっています。
- ※ これらの相談は、問題解決の糸口を見つけていただくために開催しています。書類作成や関係者との交渉等を行うものではありませんのでご承知おきください。
- ※ 予約制の相談時間は、相談の種類ごと、一枠30分間、60分間等と定められています。状況の説明だけで無用な時間を使うことのないよう、相談内容や事実関係の記録や資料を準備していただけますと、相談時間を有効にご利用いただけます。
- ※ 予約制以外の相談は、混雑状況によりお待ちいただく場合があります。また、終了時刻は「相談会の終了時刻」ですので、ご注意ください。
- ※ 相談日が土・日、祝日、年末年始等となる場合は、特に記載があるものを除きお休みとなります。また、相談日時が変更となることがありますので、市の広報紙で確認していただくほか、各区役所へお問い合わせください。
- ※ 各専門機関が独自に行う相談会もあります。「専門機関による特別相談の詳細」に記載する各相談の説明中の下線部をクリックすると、各機関のホームページにリンクします。